

○ 昭和43年厚生省・建設省告示第1号の別表の規定により知事が指定する区域

	(昭和46年12月28日奈良県告示第469号)
改正	昭和52年12月26日 告示第516号
	平成6年3月8日 告示第599号
	平成13年4月17日 告示第22号
	平成18年10月1日 告示第285号
	平成24年3月30日 告示第570号
	平成27年8月11日 告示第145号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）の別表の第1号の規定により知事が指定する区域を次のとおり定め、昭和47年4月1日から適用する。

別表の第1号のイの区域	昭和46年12月奈良県告示第468号で指定した第1種区域
別表の第1号のロの区域	昭和46年12月奈良県告示第468号で指定した第2種区域
別表の第1号のハの区域	昭和46年12月奈良県告示第468号で指定した第3種区域
別表の第1号のニの区域	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内